

犬を飼っている皆さまへ 大切なお知らせ

令和9年3月2日から

制度が変わります!

狂犬病予防注射制度の改正について

犬の飼い主の皆さまが、より接種しやすくなるよう制度が改正されます。



毎年1回の
注射は
これから
必要だワン!

忘れずに
予防注射を
受けよう!

制度改正のポイント

1 狂犬病予防注射は 年間を通して接種できます

これまで 4月1日～6月30日まで

これから 年間を通して接種可能



2 注射済票は「接種した日」が 属する年度」のものを交付します

これまで 3月2日～3月31日は
翌年度の済票を交付

これから 接種日が属する年度の
済票を交付

何が変わる? 何が変わらない?

項目	これまで	これから
接種できる時期	4月1日～6月30日まで (定期集合注射・動物病院など)	年間を通して 接種可能
注射済票の年度	3月2日～3月31日は 翌年度の済票を交付	接種した日が属する 年度の済票を交付
毎年1回の注射	必要(変更なし)	必要(変更なし)
鑑札・注射済票の装着	必要(変更なし)	必要(変更なし)

年度の考え方(例)

令和9年3月2日から同月31日の間に狂犬病予防注射をお考えの方はご注意ください!

R9/3/2～R9/3/31に接種した場合は、R8年度の注射済票の発行になります。



※4月1日以降に接種した場合は、R9年度の注射済票(青色)を交付します。

よくある質問(八街市版Q&A)

Q 令和9年3月に再度注射を受けた場合、
令和9年度の注射済票は交付されますか。

A 交付されません。
令和9年3月31日までは令和8年度のため、
令和8年度の済票を交付します。



Q 集合注射はありますか。

A 例年どおり4月に実施予定です。
詳細は決まり次第お知らせします。



Q 3月に注射を受けても大丈夫ですか?

A はい、大丈夫です。
接種日によって交付される注射済票の年度が
変わりますので、右上の「年度の考え方(例)」を
ご確認ください。

飼い主の皆さまへお願い



犬の登録を忘れずに

生後91日以上は登録が義務付けられています。
(一生に1回)



毎年1回、狂犬病予防注射を 受けましょう

愛犬と地域を守るために大切です。



鑑札・注射済票は 犬の首輪につけましょう

迷子になったときの大切な手がかりになります。

狂犬病予防注射済票の 交付申請方法

八街市での手続きは、
市ホームページ「狂犬病予防注射済票の交付について」
をご覧ください。



必要なもの

- ・注射済証明書(動物病院で発行)
- ・鑑札(お持ちの方)
- ・手数料



市民の皆さまへの

お願い



フンは必ず持ち帰り、
きれいなまちにしましょう。



ルールとマナーを守って、
人も犬も快適に暮らせる
まちにしましょう。

お問い合わせ

八街市 クリーン推進課環境保全室

043-443-1406